

11月4日 事務次官等議
11月5日 閣議
11月10日 公布(予定)

平成16年11月
内閣府

「平成16年8月17日から9月8日までの間の天災による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案」について

激甚災害名

「平成16年8月17日から9月8日までの間の天災による災害」

8月16日15時にフィリピンの東海上で発生した台風第15号、8月19日21時にマーシャル諸島近海で発生した台風第16号、8月28日09時にマーシャル諸島近海で発生した台風第18号が次々と日本に上陸し、全国的に豪雨、暴風雨及び高波等により、農作物に甚大な被害が生じた。

被害の発生状況

(単位：億円)

	農作物被害		果実用途変更	樹体	畜産	合計
		うち水陸稲				
被害見込額	1,140.00	540.0	84.5	49.0	1.7	1,275.2

適用すべき措置の概要

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(法第8条)

被害農業者に対する経営資金の融通について、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置に基づく貸付限度額の上乗せ及び償還期限の延長を行う。

例 貸付限度額の上乗せ 200万円 250万円
償還期限の延長 3年 4年

指定都道府県

の措置は、特に農業被害の大きな以下の都道府県に適用される。

北海道、秋田県、山形県、山口県及び福岡県

連絡先

内閣府政策統括官(防災担当) 付
石井、江口、秋元
03-5253-2111(代) (51205・51210)
03-3501-5408

11月4日 事務次官等会議
11月5日 閣議
11月10日 公布(予定)

平成16年11月
内閣府

「平成16年9月4日から同月8日までの間の豪雨及び暴風雨による災害による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案について」

激甚災害名

「平成16年9月4日から同月8日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」

8月28日09時にマーシャル諸島近海で発生した台風第18号は、日本の南海上を北西に進み、9月5日に大型で非常に強い勢力で沖縄本島を通過した。その後、東シナ海を北上し進路を北東に変え、7日09時半頃、長崎市付近に上陸して九州北部を横断した。7日午後には山陰沖に達し、日本海を速度を速めて北東に進んだ台風は、8日に北海道の西の海上を北上し、09時に同海域で温帯低気圧となった。

台風第18号や前線の影響により、9月4日から8日にかけて、宮崎県で総雨量が900mmを超え、高知県、愛媛県、徳島県で500mmを越える大雨となった。また、九州地方、中国地方、北海道地方などで猛烈な風を観測した。さらに、瀬戸内海沿岸や北海道などで高潮となった。

被害の発生状況

(1) 農地、農業用施設及び林道関係

(単位：億円)

	農地	農業用施設	林道	合計
査定見込額	9.3	20.8	21.5	51.6

(2) 農業水産業共同利用施設関係 被害見込額 6億4千万円

(3) 森林災害関係

(単位：億円)

被害面積	被害見込額
16,053 ha	118.0

適用すべき措置の概要

激甚災害（本激）<全国について適用>

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定法」という。)等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。(84% 92%(農地、過去5年間の実績))

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第 6 条)

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。(20% 30~90%)

(3) 森林災害復旧事業に対する補助の特例 (法第 11 条の 2)

激甚災害を受けた森林の被害額及び被害面積が一定以上の市町村の区域において、都道府県、市町村、森林組合等が森林を復旧するために行う被害木等の伐採、搬出、被害木等の伐採跡地における造林等の森林被害復旧について、国が当該事業費の 1 / 2 を補助する。

都道府県の行う事業に対し 1 / 2

都道府県以外の者が行う事業に対し 2 / 3 (都道府県 1 / 6、国 1 / 2)

(4) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第 24 条第 2 項から第 4 項)

農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

連絡先

内閣府政策統括官 (防災担当) 付

石井、江口、秋元

03-5253-2111(代) (51205・51210)

03-3501-5408